

## 第7 社会参加の促進のために

### 1 手話通訳者の派遣

窓口	市町村障害福祉担当課
----	------------

聴覚に障害のある人が社会生活を営む上で必要な場合に、手話通訳者が派遣されます。また、新型コロナウイルス感染症の疑いがあり、医療機関（帰国者・接触者外来）を受診する時など、手話通訳者の同行が困難な場合には、聴覚障害者と手話通訳者が対面せず、離れた場所でタブレットを用いた手話通訳を行う遠隔手話サービスを受けることができます。

### 2 要約筆記者の派遣

窓口	市町村障害福祉担当課
----	------------

中途失聴や難聴等の障害のある人が社会生活を営む上で必要な場合に、要約筆記者が派遣されます。

### 3 盲ろう者向け通訳・介助員の派遣

窓口	県聴覚障害者支援センター TEL 0744-21-7880 FAX 0744-21-7888
----	--

視覚と聴覚の両方に障害のある人が社会生活を営む上で必要な場合に、盲ろう者向け通訳・介助員が派遣されます。

### 4 中途失明者等生活訓練事業

窓口	市町村障害福祉担当課
----	------------

重度の視覚障害で、自立生活訓練が必要な人に対して、視覚障害者生活訓練指導員を家庭に派遣して、生活相談、援護措置に関する助言、指導並びに歩行訓練、コミュニケーション訓練、日常生活訓練等を行います。

### 5 身体障害者補助犬の貸与

窓口	市町村障害福祉担当課
----	------------

重度の視覚障害や、肢体不自由、聴覚障害により日常生活に著しい支障がある身体障害者で、身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を使用することにより就労等社会活動への参加に効果があると認められる人に対し、補助犬を貸与します。ただし、補助犬の飼育等にかかる費用は自己負担となります。

### 6 字幕ビデオライブラリー貸出事業

窓口	県聴覚障害者支援センター TEL 0744-21-7880 FAX 0744-21-7888
----	--

聴覚障害者に対し情報を提供するため、テレビ番組等に字幕・手話を挿入したビデオテープの貸出しを行います。

### 7 即時情報ネットワーク事業

窓口	県視覚障害者福祉センター TEL 0744-29-0123 FAX 0744-29-0127
----	--

視覚障害者の社会参加を促進するため、新聞等による最新の情報を、パソコン通信ネットワークを用いた点字情報や電話を用いた音声情報として迅速に提供します。

## 8 郵便等による不在者投票

窓 口 市町村選挙管理委員会

次表の障害程度に該当する有権者の方は、郵便等投票証明書の交付を受けただうえで、郵便等による不在者投票を行うことができます。

障 害 の 種 類	障 害 の 程 度
両下肢・体幹の障害、脳原性移動機能の障害	1級～2級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸の障害	1級、3級
免疫・肝臓の障害	1級～3級
* 郵便等投票証明書を持っている人で上肢若しくは視覚の障害の程度が1級の方には、代理記載制度があります。	

※身体障害者手帳の交付を受けている方で、障害の程度が上記の障害の程度に該当することについて奈良県知事又は奈良市長が書面により証明した方についても、郵便等投票証明書の交付を受けただうえで、郵便等による不在者投票を行うことができます。戦傷病者又は介護保険法に規定する要介護者については、障害の種類及び障害の程度が一部異なりますので、窓口を確認してください。

## 9 研修会・講習会等の案内

障害者の社会参加を促進するために、下記のとおり意思疎通支援従事者養成講座や障害者を対象とした講習会・研修会等などが開催されています。

### (1) 意思疎通支援従事者養成講座

研修会・講習会等	内 容	問い合わせ先
点訳・録音奉仕員養成講座	視覚に障害のある人のための点字図書、声の図書の製作をするため、点字法や朗読の理論と実技の講習を行います。	県視覚障害者福祉センター TEL 0744-29-0123 FAX 0744-29-0127
手話通訳者養成講座	手話で特定の聴覚障害者との日常会話が可能な方を対象に、手話通訳に必要な表現技術や基本技術を習得するため、理論と実技の講習を行います。	県聴覚障害者支援センター TEL 0744-21-7880 FAX 0744-21-7888
要約筆記者養成講座	手話技術を習得されていない、聴覚に障害のある人のために話の内容を伝える要約筆記の理論と実技の講習を行います。	
盲ろう者向け通訳・介助員養成講座	視覚と聴覚の両方に障害のある人のために、通訳や介助を行う盲ろう者向け通訳・介助員の理論と実技の講習を行います。	

## (2) 障害者を対象として

研修会・講習会等	内 容	問い合わせ先
音声機能障害者 発声訓練・指導者 養成講座	疾病等により咽頭を摘出し音声機能を喪失した方に対する発声訓練及びその指導者養成を行います。	奈良交声会 堀内方 TEL 0745-77-6015 (FAX)
聴覚障害者 生活訓練講座	聴覚に障害のある人の社会参加促進のため、手話教室などの生活訓練を実施します。  聴覚に障害のある人、とりわけ中途失聴・難聴者の社会参加促進のため、補聴器相談会や口語読話講習会などを実施します。	県聴覚障害者支援センター TEL:0744-21-7880 FAX:0744-21-7888
オストメイト (人工肛門・人工 膀胱造設者) 社会適応訓練講座	ストーマ用装具の装着者に対して、装具の使用等についての正しい知識の講習及び相談に応じます。	日本オストミー協会 奈良県支部 本間方 TEL 0742-40-0125
障 害 者 ス ポ ー ツ ・ 文 化 教 室	障害者を対象に各種のスポーツ及び文化教室を開催するとともに、ボランティア活動の推進を図ります。	奈良県心身障害者福祉 センター TEL 0744-33-3393 FAX 0744-33-1199

## 10 スポーツ・レクリエーション

時季	種 類	対 象 者	内 容	問い合わせ先
春季	奈良県障害者スポーツ大会	満13歳以上の身体障害者手帳及び療育手帳の交付を受けた者	陸上・水泳・卓球・リトル・バスケットボール・フライングディスク・サッカーの競技を行うとともに、全国大会出場選手を選考します。	奈良県障害者スポーツ協会 TEL 0744-33-3393 FAX 0744-33-1199
秋季	全国障害者スポーツ大会	県大会で選考された者	国体開催地で行われる全国大会に選手を派遣します。 令和元年度は茨城県で開催。	奈良県障害者スポーツ協会 TEL 0744-33-3393 FAX 0744-33-1199
	(障害者)軽スポーツフェスティバル	県内にお住まいの方(障害の有無を問いません)	軽スポーツを楽しむことを通じて、障害のある人とない人の交流を深めます。	奈良県障害者スポーツ協会 TEL 0744-33-3393 FAX 0744-33-1199
	奈良県障害者作品展	県内の障害者	障害者の絵画、工芸等の作品を展示します。 ・北和展 12月初旬 (県文化会館) ・南和展 11月初旬 (県万葉文化館)	県障害福祉課 社会参加促進係 TEL 0742-27-8922 FAX 0742-22-1814
	奈良県障害者大芸術祭	県内にお住まいの方(障害の有無を問いません)	「文化の力で奈良を元気に！」をテーマに、音楽・演劇・芸能・舞踊・美術など多様な芸術文化活動を通して交流を深めます。	県文化・教育・くらし創造部 文化振興課 TEL 0742-27-8488 FAX 0742-27-8481

## 第8 教育に関する相談について

### 相談の窓口

#### (1) 市町村教育委員会

就学に関する相談だけでなく、特別な教育的支援を必要とする幼児、児童、生徒の相談に応じます。

#### (2) 奈良県教育委員会事務局 特別支援教育推進室 支援係

障害があると思われるこどもとその保護者、及び教員等を対象に教育相談を行っています。

所在地	〒636-0393 磯城郡田原本町多722 奈良県総合リハビリテーションセンター内 TEL 0744-32-8201 FAX 0744-33-4980
-----	---

#### (3) 県立特別支援学校

障害別	学 校 名	所 在 地	電話番号、FAX番号
視覚障害	盲 学 校	〒639-1122 大和郡山市丹後庄町222-1	TEL 0743-56-3171 FAX 0743-56-9148
聴覚障害	ろ う 学 校	〒639-1122 大和郡山市丹後庄町456	TEL 0743-56-2921 FAX 0743-56-8833
肢体不自由・病弱	奈 良 養 護 学 校	〒630-8051 奈良市七条町135	TEL 0742-34-2671 FAX 0742-33-9459
肢体不自由・病弱	明 日 香 養 護 学 校	〒634-0141 高市郡明日香村大字川原410	TEL 0744-54-3380 FAX 0744-54-2396
知的障害	奈 良 東 養 護 学 校	〒630-8053 奈良市七条2丁目670	TEL 0742-44-0112 FAX 0742-44-5681
	奈 良 西 養 護 学 校	〒631-0066 奈良市帝塚山西2丁目1番1号	TEL 0742-45-1421 FAX 0742-45-1427
	二 階 堂 養 護 学 校	〒632-0086 天理市庵治町358-1	TEL 0743-64-3081 FAX 0743-64-2962
	西 和 養 護 学 校	〒639-0205 北葛城郡上牧町下牧1010	TEL 0745-73-2111 FAX 0745-32-9877
	大 淀 養 護 学 校	〒638-0821 吉野郡大淀町下湊414-1	TEL 0747-52-7655 FAX 0747-52-8620
	高 等 養 護 学 校	〒636-0344 磯城郡田原本町宮森34-1	TEL 0744-33-2626 FAX 0744-32-7289

## 第9 雇用・就労のために

### 1 相談の窓口

#### (1) 公共職業安定所

職業紹介等職業に関するあらゆる相談を行います。特に公共職業安定所には専門の職員が配置されていて、障害者の職業問題についてきめ細かな相談に応じています。

安定所名	所在地	電話番号、ファックス番号
ハローワーク奈良	〒630-8113 奈良市法蓮町387 (奈良第3地方合同庁舎内)	TEL 0742-36-1601 FAX 0742-36-1608
ハローワーク大和高田	〒635-8585 大和高田市池田574-6	TEL 0745-52-5801 FAX 0745-53-4181
ハローワーク桜井	〒633-0007 桜井市外山285-4-5	TEL 0744-45-0112 FAX 0744-45-3990
ハローワーク下市	〒638-0041 吉野郡下市町下市2772-1	TEL 0747-52-3867 FAX 0747-52-0406
ハローワーク大和郡山	〒639-1161 大和郡山市観音寺町168-1	TEL 0743-52-4355 FAX 0743-55-0670

#### (2) 奈良障害者職業センター

障害のある方に対して、ハローワーク（公共職業安定所）と協力して、就職に向けての相談、職業能力の評価、就職前の準備訓練から、就職後の職場適応のための援助まで、個々の障害者の状況に応じた継続的なサービスを提供しています。

所在地	〒630-8014 奈良市四条大路4丁目2-4 TEL 0742-34-5335 FAX 0742-34-1899
-----	--

#### (3) 障害者就業・生活支援センター

職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活、又は社会生活上の支援を必要とする障害のある方に対し、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導、助言その他の支援を行います。

名 称	所 在 地	電話番号
なら障がい者就業・生活支援センター コンパス	〒630-8441 奈良市神殿町656番地の4	TEL 0742-93-7535 FAX 0742-93-7537
なら東和障害者就業・生活支援センター たいよう	〒633-0091 桜井市桜井232 かわビル3階302号室	TEL 0744-43-4404 FAX 0744-43-4404
なら西和障害者就業・生活支援センター ライク	〒639-1134 大和郡山市柳2-23-2	TEL 0743-85-7702 FAX 0743-85-7703
なら中和障害者就業・生活支援センター ブリッジ	〒634-0812 橿原市今井町2-9-19今井長屋1	TEL 0744-23-7176 FAX 0744-23-7181
なら南和障害者就業・生活支援センター ハローJob	〒638-0821 吉野郡大淀町下淵158-9	TEL 0747-54-5511 FAX 0747-54-5501

## 2 就業・雇用促進

障害者の雇用促進及び職業の安定については、雇用対策法、職業安定法、障害者の雇用の促進等に関する法律、職業能力開発促進法等によって、次のような措置が行われています。

項 目	内 容	金 額 等	問い合わせ先
公共職業訓練 (施設内訓練)	<p>障害者に対して必要な技能を習得させることにより、就職を容易にし、職業の自立を図ることを目的とした訓練で、主として奈良県立高等技術専門学校で行っています。訓練期間は1年</p> <p>※奈良県高等技術専門学校 〒636-0212 奈良県磯城郡三宅町石見440 Tel 0745-44-0565 Fax 0745-44-1057</p>	<p>①訓練費用は無料 ②雇用対策法が適用される場合、要件によっては訓練手当(a～c)が支給される場合があります。</p> <p>a 基本手当 (1日3,530～4,310円) b 受講手当 (受講1日につき 500円 支給限度日数:40日分) c 交通費支給</p>	ハローワーク (公共職業安定所)

項 目	内 容	金 額 等	問い合わせ先
公共職業訓練 （障害者の態 様に応じた多 様な委託訓 練）	企業、社会福祉法人、NPO法人、民間 教育訓練機関等に委託して、障害者が居 住する地域において、就職に必要な知識 ・技能を習得するための訓練を実施して います。 ①知識・技能習得訓練コース ②実践能力習得訓練コース 訓練期間、訓練時間：標準1ヶ月 （1ヶ月あたり100時間）	訓練費用は無料	ハローワーク (公共職業安定所)
職場適応訓練	作業環境に適応することを容易にするた め、都道府県が事業所に委託して訓練を 実施するもので、訓練修了後は、事業所 に雇用されることを前提としています。 訓練期間は通常6か月（重度障害者は1 年）以内	①訓練手当（訓練生） （1日 3,530～3,930円） 受講手当 （受講1日につき 500円 支給限度日数:40日分） 交通費支給 ②職場適応訓練委託費 （事業主） 訓練生1人につき 月額 24,000円 （重度 25,000円）	//
短期職場 適応訓練 （職場実習）	実際に従事する仕事を経験させ訓練対象 者に就業の自信を、事業主には対象者の 技能程度、適応性の有無等を把握させ、 作業環境に適応することを容易にするも ので、都道府県が事業主に委託して行い ます。訓練期間は2週間（重度障害者は4 週間）以内	①訓練手当（訓練生） （1日 3,530～3,930円） 受講手当 （受講1日につき 500円） 交通費支給 ②職場適応訓練委託費 （事業主） 訓練生1人につき 日額 960円 （重度 1,000円）	//



## 第10 医療を受けるには

### 1 相談の窓口

(1) 福祉事務所【17頁参照】、町村役場【18頁参照】

#### (2) 保健所

指定難病、小児慢性特定疾病、精神保健福祉、結核、感染症など総合的な保健福祉の相談に応じています。

保健所名	所在地	電話番号、ファックス番号
奈良市保健所	〒630-8122 奈良市三条本町13-1	TEL 0742-93-8397 FAX 0742-34-2486
中和保健所	〒634-8507 橿原市常盤町605番地の5 (橿原総合庁舎内)	TEL 0744-48-3030(総務課) FAX 0744-48-3132
郡山保健所	〒639-1041 大和郡山市満願寺町60-1	TEL 0743-51-0191(総務課) FAX 0743-52-6095
吉野保健所	〒638-0045 吉野郡下市町新住15-3	TEL 0747-52-0551(総務課) FAX 0747-52-7259
内吉野保健所 結核・感染症以外の相談は吉野保健所で行っています	〒637-0041 五條市本町3-1-13	TEL 0747-22-3051 FAX 0747-25-3623

### 2 医療費の助成

制度	対象者	助成の内容
(1) 心身障害者医療費助成事業※	①身体障害者手帳1～2級 ②療育手帳A1,A2(P16参照) 医療保険の加入者 1歳以上～ ※所得制限あり (後期高齢者医療制度該当者及び生活保護受給者は除く)	受給資格証を交付し、保険診療の自己負担相当額から、定(低)額一部負担金を控除した額を助成します。 ただし、入院時の食事・生活療養費は自己負担となります。 定(低)額一部負担金… 1レセプト(医療機関)500円/月 (ただし14日以上入院の場合は1000円) (窓口)市町村役場
(2) 重度心身障害老人等医療費助成事業※	①身体障害者手帳1～2級 ②療育手帳A1,A2(P16参照) 65歳以上の後期高齢者医療制度加入者 ※所得制限あり (生活保護受給者は除く)	高齢者の医療の確保に関する法律による自己負担相当額から、定(低)額一部負担金を控除した額を助成します。 ただし、入院時の食事・生活療養費は自己負担となります。 定(低)額一部負担金… 心身障害者医療費助成事業と同じ (窓口)市町村役場
(3) 精神障害者医療費助成事業※ ①一般・後期高齢 ②精神通院	①精神障害者保健福祉手帳1～2級 医療保険の加入者 ※所得制限あり (生活保護受給者は除く) ②自立支援医療制度受給者 (一般・後期高齢、生活保護受給者を除く)	①受給資格証を交付し、保険診療の自己負担相当額から、定(低)額一部負担金を控除した額を助成します。 ただし、入院時の食事・生活療養費は自己負担となります。 定(低)額一部負担金… 心身障害者医療費助成事業と同じ ②精神通院にかかる医療保険の自己負担相当額から、定(低)額一部負担金を控除した額になります。 定(低)額一部負担金… 500円/月 (窓口)市町村役場

制 度	対 象 者	助 成 の 内 容
(4) 後期高齢者医療制度	65歳以上75歳未満の者であって政令で定める程度の障害の状態にある旨の後期高齢者医療広域連合の認定を受けた者 75歳以上は障害に関係なく対象	○保険医療機関等での自己負担割合 一般・低所得者は1割負担となります。(ただし、現役並み所得者は3割負担) ○1ヶ月の医療費が高額になったときは、所得区分に応じて、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。 (窓口)市町村後期高齢者医療担当課
(5) 自立支援医療(育成医療)	18歳未満の児童で、身体上の障害を有する児童又は現存する疾患を放置すれば、将来に障害を残すと認められる児童	保険診療の自己負担分の全部又は一部を助成します。ただし、指定医療機関(36頁~38頁)において医療を受ける必要があります。 (窓口)市町村障害福祉担当課
(6) 自立支援医療(更生医療)	18歳以上の身体障害者手帳の所持者で手術等によって障害の程度を軽くしたり、除去したり障害の進行を防ぐことが可能な者	育成医療に同じ。 (窓口)市町村障害福祉担当課
(7) 自立支援医療(精神通院医療)	精神障害者又はてんかんを有する者で、通院による治療を継続的に必要とする程度の状態である者。	保険診療の自己負担分の全部又は一部を助成します。ただし、指定医療機関(39頁~42頁)において医療を受ける必要があります。 (窓口)市町村精神障害福祉担当課
(8) 指定難病特定医療	333疾病の指定難病の患者	保険診療の自己負担分の一部を助成します。 (窓口)保健所
(9) 特定疾患医療	スモン、プリオン病(クロイツフェルト・ヤコブ病のみ) ※「劇症肝炎」「重症急性膵炎」については、平成27年1月以降は対象外ですが、引き続いて医療受給者証をお持ちの方は対象となります。	保険診療の自己負担分の全部を助成します。 (窓口)保健所
(10) 小児慢性特定疾病医療	18歳未満で悪性新生物・慢性腎疾患など指定された16疾患群の小児慢性特定疾病の患者	保険診療の自己負担分の全部又は一部を助成します。 (窓口)保健所

※(1)(2)(3)については、各市町村が条例等に基づき実施する制度であるため、市町村によって対象者・助成の内容が異なる場合があります。